

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 2 年 6 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年 7 月 2 9 日

岐阜県監査委員	伊 藤 秀 光
岐阜県監査委員	高 殿 尚
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

## 1 監査の種類

- ・ 地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務監査  
(同条第 4 項の規定による定期監査として実施)
- ・ 地方自治法第 199 条第 2 項の規定による行政監査

## 2 監査の対象

### (1) 対象年度

原則として、令和元年度を対象とした。

### (2) 対象機関

知事部局 209 機関のうち、10 機関  
 教育委員会 98 機関のうち、30 機関  
 公安委員会 59 機関のうち、3 機関  
 その他(上記以外) 13 機関のうち、0 機関 計 379 機関のうち、43 機関 (表 1 参照)

## 3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

## 4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症対応のため、実地監査はオンラインにより実施した。

## 5 監査の結果

上記により監査したところ、表 1 のとおり 11 機関において 4 件の指摘事項及び 8 件の指導事項が見受けられたので、表 2 のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

表 1 (監査の実施及び結果の概要)

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日(方法)
1	総務部	歴史資料館	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)
2	健康福祉部	動物愛護センター	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)
3		身体障害者更生相談所	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)
4	商工労働部	計量検定所	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)
5		旅券センター	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)
6	農政部	中濃家畜保健衛生所	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)
7		東濃家畜保健衛生所	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)
8		飛騨家畜保健衛生所	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)
9	都市建築部	東部広域水道事務所	6月8日	オンライン	1	—	—	5月19日(書面)
10		リニア推進事務所	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)
11	教育委員会	岐阜高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)
12		岐阜北高等学校	6月29日	書面	—	1	—	5月18日(書面)
13		長良高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)

14	教育委員会	岐山高等学校	6月29日	書面	—	1	—	5月18日(書面)	
15		加納高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
16		羽島北高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
17		岐阜総合学園高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
18		岐阜城北高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
19		岐阜商業高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
20		本巣松陽高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
21		岐阜工業高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
22		大垣北高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
23		大垣南高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
24		大垣東高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
25		大垣西高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
26		大垣養老高等学校	6月29日	書面	—	1	—	5月18日(書面)	
27		大垣桜高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
28		郡上北高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
29		加茂高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
30		加茂農林高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
31		東濃高等学校	6月29日	書面	1	1	—	5月18日(書面)	
32		可児高等学校	6月29日	書面	—	1	—	5月18日(書面)	
33		多治見高等学校	6月29日	書面	—	1	—	5月18日(書面)	
34		多治見北高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
35		多治見工業高等学校	6月29日	書面	1	—	—	5月18日(書面)	
36		土岐紅陵高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
37		土岐商業高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
38		恵那高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
39		中津川工業高等学校	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)	
40		華陽フロンティア高等学校	6月29日	書面	—	1	—	5月18日(書面)	
41		公安委員会	大垣警察署	6月29日	書面	—	1	—	5月18日(書面)
42			加茂警察署	6月29日	書面	1	—	—	5月18日(書面)
43			高山警察署	6月29日	書面	—	—	—	5月18日(書面)
計		指摘事項等のあった機関数： 11機関			4件	8件	0件		

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
東部広域水道事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として1,950,584円の費用負担が発生していた。また、公用車が1台廃車(評価額380,000円)となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。
岐阜北高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料75,060円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図

		られたい。
岐山高等学校	指導事項	高等学校授業料の収入事務において、現金を収納したときは、その日に金融機関に払い込まなければならないが、特別の理由がないにもかかわらず、払込みが収納日の翌日から5日遅延しているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
大垣養老高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料164,100円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
東濃高等学校	指摘事項	高等学校授業料の収入事務において、高等学校等就学支援金の支給決定により還付が必要となった授業料（1件19,800円）の還付手続が、支給決定をした日から約7か月遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料130,064円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
可児高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料91,740円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料99,484円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見工業高等学校	指摘事項	多治見工業高等学校特別教室空調設備設置工事の実施設計業務委託に係る入札事務において、契約審査会では最低制限価格を設定する案件としていないにもかかわらず、担当者が誤って最低制限価格制度を適用し、入札が執行されていたので、今後は適正に処理されたい。
華陽フロンティア高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料32,423円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
大垣警察署	(指摘事項) ※	平成28年度に重大な結果に至ったものとして指摘事項とした1件の交通事故について、損害賠償金として43,494,243円の費用負担が発生し、また、修繕料34,279円（うち相手方負担分13,711円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中に預かっていた迷い犬が逃走し、走行中の車両に衝突したことにより第三者の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金95,194円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

加茂警察署	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として240,320円の費用負担が発生し、また、修繕料等383,349円（うち相手方負担分115,837円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
-------	------	---

※平成28年度に監査の結果に関する報告として提出及び公表済（表1の件数に含まない）。